

五色給食センター調理配送等業務委託業者募集要項

平成30年11月

洲本市教育委員会

1 趣旨

この募集要項は、洲本市立五色給食センター（以下「給食センター」という。）の調理配送業務を委託するに当たり、複数の事業者から最新の知識と技術、さらに豊富な経験に基づく企画の提案を受け、経営能力や技術能力を最大限に活用し、安全、安心でおいしい給食を提供することができる事業者を選定するため、当該業務委託事業者の募集に関して必要な事項を定める。

2 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 業務名 五色給食センター調理配送等業務

(2) 業務場所 調理業務：洲本市五色町上塚943番地13

配送業務：給食センターの受配校

（市内五色地域の小学校5校、中学校1校）

(3) 業務の概要

給食センターでの学校給食調理業務、受配校への配送業務、及び当該業務に係る附帯業務一式（詳細は別添プロポーザル仕様書のとおり）。

(4) 委託期間

当初の契約は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとします。

なお、本要項による応募については、平成31年4月1日以降、平成34年3月31日までの3年間の業務を想定した提案内容とし、当該提案書に基づいて選定を行います。ただし、今回の選定結果が平成32年4月1日以降の契約を保証するものではありません。

（平成32年度以降の契約について）

平成32年度以降の契約については、委託期間中に提出された報告書や市の検査の結果などをもとに審議の上、業務が契約どおり誠実に履行され、次年度以降も確実に履行できると認められた場合のみ、次の1年間についての契約予定者としてします。以後、のこり1年間についても同様の手続を経ることとします。ただし、今回の募集に基づく契約は、平成34年3月31日を超えて行わず、改めて公募します。

(5) 募集事務の事務局

洲本市教育委員会事務局 学校教育課 保健給食係

〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号

電話：0799-22-6266 F A X：0799-26-1510

メールアドレス：gakkyou@city.sumoto.lg.jp

3 施設の概要

- (1) 名称 洲本市立五色給食センター
- (2) 所在地 洲本市五色町上塚943番地13
- (3) 構造 鉄骨造2階建て
- (4) 延床面積 1,131.91㎡（1階884.36㎡、2階247.55㎡）
- (5) 供用開始 平成21年4月
- (6) 平面図 別紙のとおり（1階のみ）。2階には会議室、休憩室、委託業者用事務所がある。
- (7) 運用形態 ドライ方式
- (8) 調理可能食数 1,200食／日
（調理予定食数 約1,000食／日（平成31年4月見込み））
- (9) 調理熱源 プロパンガス（回転釜はガス式蒸気ボイラ）
- (10) 配送トラック 2t車（パワーゲート付）2台

4 提案書等の提出ができる者

プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式第1号）を提出後、提案書等提出書（様式第6号）及び各提案書（以下「提案書等」という。）を提出できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 洲本市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行できる健全な財務能力を有している法人であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 洲本市指名停止基準（平成18年洲本市訓令第53号）に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 洲本市入札参加資格制限基準（平成18年洲本市告示第27号）に該当し、入札参加資格の制限を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り）を受けた者である場合は、この限りでない。
- (7) 学校給食調理業務において、過去3年以内に、食中毒に自ら起因する営業停止等の行政処分を受けるなどの重大な事故を起こしていないこと。
- (8) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により営業の許可を取り

- 消され、当該取消しの日から起算して2年を経過していない者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (10) 平成21年度以降、ドライシステム（ドライ運用は除く）の学校給食施設1施設で1日750食以上の調理業務及び配送業務の経験を有し、かつ、同規模の学校給食施設における調理業務委託契約を現在も締結していること。
- (11) 緊急時の対応ができるよう、市内又は近郊（兵庫県及びその近隣で遅滞なく駆け付けられると判断のできる場所）に本社、支社、営業所等の事業所を既に有するか、本業務開始までに事業所を設置し、緊急対応、調整の行える体制が取れること。
- (12) 別添仕様書に基づく業務の履行が可能であること。
- (13) 業務の履行を継続できなくなった場合、代行保証人として、業務契約を継続して行うことができる上記資格条件を有する事業者があること。

5 募集等の日程

項 目	日 程
募集要項の配布開始	平成30年11月30日（金）
参加申込書提出期間	平成30年11月30日（金）から 平成30年12月13日（木）まで
事業者説明会（兼現地見学会）	平成30年12月17日（月）
質問の受付期間	平成30年12月17日（月）から 平成30年12月21日（金）まで
質問への回答	平成30年12月25日（火）
提案書等提出期間	平成31年1月4日（金）から 平成31年1月15日（火）まで
第1次審査（書類審査）	平成31年1月下旬
第1次審査の結果通知	
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	平成31年2月中旬
第2次審査の結果通知	

※日程に変更があった場合は、参加申込事業者にお知らせします。

6 参加手続

- (1) 参加申込み 参加しようとする者は、次の書類を12月13日（木）までに郵送又は持参により事務局へ提出し、参加申込みを行うものとする。
- ア プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式第1号）

- イ 会社の概要 (様式第2号)
- ウ 学校給食の受託実績 (様式第3号) (様式第3号の2)
- エ 貸借対照表及び損益計算書(直近3期分)
- オ 定款及び登記事項証明書(現在事項証明書3か月以内に発行のもの) ※
- カ 前年度の国税納税証明書(その3の3様式: 法人税と消費税及び地方消費税) ※

※オ、カは複写でも可

- (2) 質疑 参加に関して質疑のある場合は12月21日(金)までに質問書(様式第4号)を電子メールに添付し、事務局のアドレス宛てに送信すること。なお、回答については、事務局で取りまとめの上、送信元の各アドレスに返信する。
- (3) 参加の辞退 参加を辞退する者は、プロポーザル参加辞退届(様式第5号)を郵送又は持参により、事務局へ提出するものとする。なお、辞退届の提出は、第1次審査結果通知の日までとし、第2次審査に入ってから辞退は原則として認めない。

7 事業者説明会(兼現地見学会)

- (1) 日時 12月17日(月)14時00分から16時30分まで
- (2) 場所 洲本市五色町上塚943番地13
- (3) 出席者 1事業者2人以内
- (4) その他 参加申込書を提出した者が、この説明会を欠席する場合は、説明会の日の正午までに事務局へ電話及びFAXで連絡すること。

8 提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ア 提案書等提出書 (様式第6号)
 - イ 提案書: 提案内容の項目は様式集に記載。
 - ・学校給食に対する基本姿勢について (様式第7号)
 - ・危機管理について (様式第8号)
 - ・その他関連事項について (様式第9号)
 - ・配送及び配膳員について (様式第10号)
 - ・業務実施体制について (様式第11号)
 - ・安全衛生管理について (様式第12号)
 - ・従事者の教育、研修について (様式第13号)
 - ウ 見積書 (任意様式)
見積書は、別添仕様書に基づき、平成31年度から平成33年度までの業

務を行う場合の委託料について、各年度ごとに料金を見積るものとし、内訳書を添付すること。見積書の内容は、提案内容と整合させること。

また、平成31年度から平成33年度までの間の各年度の予定金額を次のとおり示すので、見積金額はこの額以内で記入すること。

各年度の予定金額	43,000,000円（消費税込み）
----------	--------------------

- (2) 提出期間 前述5の表に定める期間。ただし、受領の対応は、閉庁日を除く日の8時45分から12時まで、及び13時から17時15分まで。
- (3) 提出方法 持参、郵送、又は宅配（持参以外の方法による場合は、提出期限までに必着のこと。）
- (4) 提出場所 事務局まで（洲本市役所4階）
- (5) 提出部数 13部
提案書等（様式第6号から様式第13号まで）をファイルに綴じて、表紙又は背表紙に「五色給食センター調理配送等業務委託提案資料」及び「事業者名」を表示すること。見積書の提出は1部とし、綴じ込まないで、別添えすること。その他、詳細については様式集を参照のこと。
- (6) 留意事項
 - ア 提出された提案書等は返却しない。
 - イ 提出された提案書等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
 - ウ 提案書等の作成経費は、参加事業者の負担とする。

9 審査方法等

委託事業者の選定に当たっては、五色給食センター調理配送等業務ポロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を経て、契約予定者を選定する。

- (1) 第1次審査 書類審査により第2次審査でプレゼンテーション、及びヒアリングを求める者を審査委員会を選定する。
- (2) 第2次審査 第1次審査で選定された事業者を対象に実施する。第2次審査は事業者によるプレゼンテーション、及びヒアリングで審査する。
- (3) プレゼンテーション、及びヒアリングについて
 - ア 事業者からのプレゼンテーション（20分以内）
 - a 提案書に基づく説明
 - b 提出した会社概要及び特にアピールしたい提案等についての説明
 - ※ 追加資料を配布することはできない。
 - ※ プレゼンテーション用のプロジェクター及びスクリーンが必要な場合は、市が用意したものを使用することもできるが、自前のもの

を持参しても差し支えない。

- イ 審査委員会委員からのヒアリング（20分程度）
 - ウ 出席者 1事業者3人以内
- (4) 失格事項 選定に係る不正行為を行った者、次の事項に該当する提案書を提出した者は、失格とする。
- ア 提案書等の提出方法、提出期限に適合しないもの
 - イ 提案書等の作成様式及び記入要領に示された条件に適合しないもの
 - ウ 提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 提案書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 審査結果の通知
- ア 第1次審査の結果は文書で通知する。また、結果に応じて第2次審査の日時を通知する。
 - イ 第2次審査の結果は文書で通知する
- (6) その他 旅費等の諸経費は、参加事業者の負担とする。

10 契約予定者の選定

審査の結果、評価点の合計が最も高い者を最優秀提案者とし、次に高い応募者を次点者とする。最優秀提案者を契約予定者として随意契約の交渉を行う。交渉が不調のときは次点者で行う。また、契約予定者決定後に不適格であることが認められた場合も、次順位者と交渉する。

なお、契約に当たっては、平成31年予算の成立を条件とする。

以 上